

# 佐賀県教職員互助会 貸付一覧

	生活貸付金	教育貸付金	住宅貸付金	リフォーム貸付金	車購入貸付金
貸付限度額 (10万円単位)	200万円	300万円	5年後の退職一時金 + 200万円	300万円	300万円
他金融機関 からの借換	○	○	×	○	○
利率 (2019.2.1～)	月利…0.075% 年利…0.9%				
提出書類	① 貸付申込書「様式第1号」 ※住宅貸付の場合「様式第3号」 ② 貸付借入証書「様式第2号」 ③ 貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書「様式第4号」				
貸付対象 ・添付書類	<p style="text-align: center;"><b>不 要</b></p> <p>・在学証明書(原本) ・合格証明書(写し可) ・入学証明書(写し可) のいずれか1通を添付</p> <p>※借換の場合の添付書類は、「その他注意事項」をご参照ください。</p>				
償還方法	償還金及び利息の支払いは原則として毎月の給料(ボーナス併用償還を希望する会員はボーナスも含む)から引取ります				

## <その他注意事項>

### ◎申込締切と貸付日

【通常】

毎月月末までの申込 ⇒ 翌月 25日貸付

【スピード】 ※生活・教育・車購入のみ

毎月20日までの申込 ⇒ 翌月 5日貸付

### ◎貸付の制限

- ①再任用職員
- ②新規採用後の期間が6月未満の者
- ③未成年者で法定代理人の承認を得ていない者
- ④毎月償還する償還金の1月の合計額が、申込人の給料月額  
10分の3に相当する額を超えることとなる者
- ⑤無給の者
- ⑥破産の手續中の者、又は破産宣告をした後、10年を経過していない者
- ⑦民事再生の手續中の者、又は再生計画認可の決定を受けた後、10年を経過していない者
- ⑧本会が加入している貸付保険の適用を受けた後、10年を経過していない者
- ⑨本会会費や貸付償還金に未納があった者、又はその他償還の確実性がないと認められる者
- ⑩臨時的任用職員

### ◎一部繰り上げ償還

【毎月償還の場合】 ⇒ 10万円以上(毎月可能)  
【ボーナス併用償還の場合】 ⇒ 20万円以上とし、1/2以上をボーナス償還による未償還残に充当。  
また、全額をボーナス償還による未償還残に充当も可能。

### ◎ボーナス併用償還

貸付金額が100万円以上で、かつ、ボーナスにより償還する貸付額が、貸付金額の1/2以下で50万円以上であること。(10万円単位)

### ◎借換の場合の添付書類

※生活貸付は不要です  
借換を行う場合、他金融機関で借り入れている借入の種類、当初借入額、残債額を証明する書類(返済予定表など)を添付してください。  
また、他金融機関への支払完了後、支払の実事を証明する書類も後日ご提出ください。

### ◎互助会同一貸付での借替

※償還した回数が24回未満の者は不可  
既に互助会から借り入れている方でも同一貸付が可能です。  
その場合の貸付は、未償還金を差し引いた金額が貸付限度額となります。

### ◎全貸付において、別途貸付保険料が必要です。

○住宅貸付 月0.015% ○住宅貸付以外 月0.025%

### ◎償還回数の制限

原則として、在職中に終了する償還回数とします。(住宅貸付金を除く)

### ◎借りる場合は、借入金額に応じた収入印紙が必要になります。

(自治体が発行している収入証紙ではありませんので、お間違えのないようお願いします。)

借 用 金 額	収入印紙額
10万円	200円
20万円から 50万円まで	400円
60万円から 100万円まで	1,000円
110万円から 500万円まで	2,000円
510万円から 1,000万円まで	1万円
1,010万円から 2,000万円まで	2万円